時の楔通信

第〈4〉号

一九八一・十

〔序〕

通信第〈3〉号が印刷過程にある時期に第〈4〉号の原稿を作成していた。このような重層感覚は、はじめてである。量的に膨大であるから連続して出すという以上に、時間や表現の境界線に垂直に切りこんで行くべき必然性があるように思う。

時の楔――〈　〉語…に関する資料集との関連でいうと、このパンフ以降の対象範囲が裁判過程に重点をおかざるをえないとしても本来、大学闘争開始後の全てのテーマをおおっていることは、この号の特に第Ⅱ部から判っていただけるであろう。

また、第〈3〉号と同時期に「五月三日の会」通信第二五号が刊行され、（松下　昇～未宇）をふくむ仮装被告(団)の（最終意見陳述）書と、最終弁論の全文を掲載しているので合せてよんで下されば幸いである。あらゆる人が、私たちの表現を掲載し、なにかに共闘していく方向を私たちは歓迎する。同時に、それぞれの発行者～読者にとっての〈法廷〉における（最終意見陳述）が問われていくことも確かであるが。

通信第〈3〉～〈4〉号を作成中に、いつも視界のむこうをかすめていたのは〈被告人質問の季節〉というヴィジョンであった。これはたんに、それぞれの（　）公判過程が被告人質問の段階にあるというばかりでなく、私たちの、それぞれの〈法廷〉が、〈人定〉や〈証言〉に象徴される、ある情況性をへて、今や、〈被告人〉として立ちつくす位置にきているのではないか、という情況的季節感覚である。さらにいえば、そのように立ちつくす時に、はじめて、その人が格斗し、獲得した時＝空間や関係性が包括的に〈人定〉、〈証言〉をへて問われてくるのであって、決して法的な孤立のイメージではない。制度やジャンルの枠をこえる時の楔は、すでに世界のさまざまの場所に〈バリケード〉としてもn次的に屹立している。私たちが倒れない限り（身体的に不可視になろうと）、闘争は永続するのだ。

～一九八一年十月二八日判決公判～へ向いつつ……

時の楔通信＝編集発行委員会

目次

Ⅰ（　）公判過程〔抄〕
〈神戸〉地裁……三
〈名古屋〉高裁……一一
〈徳島〉地裁……一五
〈松江〉地裁……一九
〈岡山〉地裁……二二
〈東京〉地裁……二四

Ⅱ（　）過程断片
日本独文学会の現状……二八
熊本での（自主ゼミ）……二八
映画と風化……三〇
評論家による〈処刑〉……三一
闘争史とは何か？……三二
〈ドイツ語資料室〉の空間性……三四

第I部〔　〕公判過程〔抄〕

＊〈神戸〉地裁

神戸地裁の〔　〕公判過程を被告人上原の公判を媒介に叙述するが、この叙述の位相は三つの特性をもっている。

一、公判の日付としては第〈3〉号に掲載した被告人松下の公判と同時期である。

二、掲載内容としては第〈2〉号で十分に触れなかった問題に踏み入る。

三、上原公判が第〈1〉号で詳述した名古屋地裁の被告人竹中の公判と逆方向で対応していることを明らかにして行く。

三について、あらかじめのべると、被告人上原、竹中は共に忌避申立に対する最終的な決定がないまま被拘束状態で判決の宣告をうけ、被告人質問～最終意見陳述の本質的展開の機会をうばわれている。このような共通性を逆方向でもっていること、その止揚の方向（上原と竹中が相互に証人として出現することにより、宙吊られた被告人質問～最終意見陳述を復活させ、忌避の生命を飛翔させ、判決の不可能性を情況に開示して行くことを媒介する）が、残念ながら上原被告人の〈拒否〉によって宙吊られていることを記さなければならない。この〈拒否〉の構造を突破することなしに、たんに法的被拘束の水準だけで諸テーマを判断してはならないことも。

三について、このようにあらかじめのべることによって、二、一を含む特性が視やすくなってくるであろう。

一九八〇年一〇月二一日

前回八月一九日の公判で被告人、弁護人の激しい反対にもかかわらず、特別弁護人による被告人質問は許可されず、さらに被告人質問そのものを「放棄したものとみなす」という強硬な訴訟指揮を裁判長はおこなった。その直後に山本美恵、矢野正俊、竹中千恵子の弁護人申請の三証人が採用されたので、この三証人の証言は、被告人の証言と同じ関係性をもつことになった。また、却下された永里繁行、中尾麻里子、鈴木その、浜本多恵子の証言領域を引きうける位置におかれた。

一〇月二一日に出頭した矢野証人は、一〇月初めに上原被告人へ証言の内容や方向について意見を求める手紙を出し、上原被告人からは「この問いそのものに一種の詐欺のようなにおいが感じられます。」という返信がとどき、これに対して矢野証人は一〇・二一証言後一九六九・四・二八沖縄闘争被告人としての公判体験、情況～存在論から求釈明の手紙を出したが返信はまだない。

矢野証言は上原被告人不出頭のまま開始され、次の諸点をふくむ証言がおこなわれた。

a．一九七一年四月二八日、自分の公判の闘争の日付の二周年に裁判の問題、とりわけ仮装被告性の問題を追求するために六甲へきて、上原、松下などに会った。

b．松下には一九七〇年四月にきたときに会っていたので、松下を通じて上原を知った。

c．一九七一年四月二八日のB一〇九では倉沢氏をふくめて授業や単位制をふくむ大学闘争のテーマに関する自主講座が開かれていたが、証人と上原らは相互に関連する問題を語り合っただ

けで授業の妨害はしていない。

d．同年五月一九日にも神戸大へ出かけ、上原がD三〇七の前で教職員から投げとばされ負傷したのを目撃した。

e．上原はスクラムを組んで教職員に体当りしていない。かれの思想性からもありえない。

f．自分の知る上原の表現や行動の本質は起訴状のいう共謀や暴力行為と全く関係のないものであり、当時の自分たちに大きい示唆を与えてくれた。

検察官（外岡）の反対尋問、裁判長（荒石）、右陪席（石井）の補充尋問は証言の自主ゼミ性を高めるものであった。

矢野証人は、その後も～一一月二五日～付で、公判調書の訂正をふくむ証言（補充）書を提出した。ここには、公訴事実の解体と共に法廷の中で一ばん孤立した位置であると思われる〈証人〉席についての考察と、その位置の孤立の転倒方向からみた場合の上原被告人の孤立感のあやうさが中心的テーマを占めている。また、神戸大学長事務取扱・戸田義郎が、一九六九・四・二八沖縄闘争の前に文部省が出した通達（大学を闘争拠点とする者への告訴、告発の要請）を速報第一三号で批判する姿勢をみせながら、その後、その通達の内容を上原、松下に適用し、闘争圧殺をはかったことが指摘されており、この指摘は証人や被告人らを含む、この十年間の情況の壁の共通の構造を鋭くえぐるものである。

一〇月二一日の公判にむけて「訴訟手続に関する意見書」を提出し、弁護人が辞任しないから出頭しないという意志表示をした上原被告人はその後のあらゆる公判期日の設定を拒否する覚悟をきめたと思われる。それは単に裁判所に対してというよりは、公判を媒介する仮装被告（団）性に対して、であろう。現象面では、不出頭に対して一一月二五日で保釈が取り消され、たえざる拘束の危険が上原被告人を包囲することになり、かれからすれば、仮装被告（団）性が、この拘束と自らの公判のあり方の圧殺の根拠を形成していると考えるかもしれない。しかし本当は、仮装被告（団）の問題提起に象徴される、かれ自らの問いを、自ら閉ざすことの法的な逆倒過程として保釈取消が結果したのであり、この意味から一九七四年段階の持続的〔不〕出頭による保釈取消に立ちむかった時とは逆の斜面をすべりおちているといえよう。

そして、このような関係性総体への存在責任を自覚しつつ、審理を機械的におし進めるために身柄を拘束してくる権力と、もっともよくたたかってきたのが仮装被告（団）である。上原被告人の〈反撥〉は、かれの本質的共闘者に、より被告性を帯びさせてしまう。法的被告人、法的被拘束者といえども、いやそうであるからこそ、一層この逆倒の可能性にたえず包囲されていることを忘れるべきではない。

通信第〈1〉号にのべた～一九七九・三・一四～の河合～広川被告人がそうであるし、通信第〈2〉号にのべた～一九八〇・一・二二～三・一四～の上原被告人もそうである。かれについて、さらに次の重要なテーマを補充的に指摘しておかねばならない。たんに、〈かれ〉の批判でなく、〔私〕たち総体の真の〔自己〕批判と、その転倒のためにも。

一九八〇年一月二二日の上原公判で二名の女性が退廷させられ、被告人がそれを黙認した経過は次回三月一四日の公判での、より困

難な事態を予想させ、それぞれの〈自主ゼミ〉参加者は、この困難なテーマにどのようにとりくむかに苦しんだ。そして、その一人の女性を媒介して〝〜三・一四〜を〈前〉にして―鳩の調書より―という表現が作成され、前回退廷させられた二人の女性に三・一四朝に委託された。この表現は〈上原〉への批判を展開するとしても、かつてかれの表現の最良の領域に支えられてきた深さからおこなうべきである、という発想から成り立っている。

一九七二・八・八付の〝被告席における課題は何か〟という一〇九闘争被告（団）上原孝仁の作成したビラの〈筆写〉と、その現在性の開示をふくむ、この〈十〉枚の紙片は、上原論としても、またかれとの本質的共闘論としても優れたものである。

三月一四日の法廷では、さまざまの情況の切迫や制約のために、この表現は被告人にとどかないまま、退廷が開廷前に暴力的に執行された。その後、この表現は、単位制問題に積極的にとりくんでいる岡山大学の学生の手で上原被告人へ送られた。この送り方には何の註もつけられていず、作成〜発送過程にかかわる人々の自己対象化作業が視えないためもあって、上原被告人の〈反撥〉のせまさを更に悪化させることになった。かれからすれば三・一四法廷での退廷〜リンチの黙認への荒廃感覚からよまざるを得なかったのであろうが、この表現に多くの〈添削〉的批判を赤い文字で記入し、発送者へ返送してきた。批判というより、冷笑的呪い。かれの行為は自らの闘争の本質と、自らの共闘者の本質を極限的に圧殺しようとするものであると編集発行者は、あえて断言しておく。同時に重要なことは、かれにだけ責任があるのではなく、かれにそうさせる余地を与えた私たち、この問題の対象化がおくれた私たちの、それぞれに深い責任があるということである。この責任の追求化の果てに〈一行の詩〉をかれから引き出しうるまで、かれの〈　〉公判は続く。この場合の〈　〉公判とは、いうまでもなく、法的な判決の宣告にかかわりない、存在的被告性の審問過程としてある。そして私たちの表現〜行為（この通信にこのように記すことがもちうる誤り、不正確さ、なにかへの圧殺）も同様に審問にさらされることを決して避けるつもりはない。

いままで問題にしてきた表現〝〜三・一四〜を〈前〉にして〟に出会いたい人のために、その後の巡礼過程を記すと、前記の一〜三月に退廷させられた二人の女性が、その関係性の波がうちよせるもう一つの岸である松江で長期勾留されている期間、返送された表現をめぐる諸テーマが追求されたが具体的な展開は困難をきわめた。というのも、上原被告人による〈添削〉を同じ水準で反批判することは容易ではあるが、かれと私たちを包括する苛酷な情況の〈十〉年性の中で、かれと私たちの生命を真に飛翔させる場を創出しつつおこなう必要があったからである。一一月二五日の保釈取消後の切迫の中で、前記の表現にかかわった主体〈N〉さんは問題のありかをとらえかねている〈I〉君に対して、その宙吊り性以降の新たな提起を、〈I〉君の困難さの対象化と共に、拘置所内の上原被告人にとどけてほしい、と提起した。判決をいそぐ裁判所の速度に抗し、被拘束者と思いこんでいる被告人の荒廃を止揚するためにも。しかし、残念という以上のことばで表現すべきであるが、提起をうけとった〈I〉君から、提起原本をふくむ〈拒否〉の手紙が被告人松下に、しかも二月四日の判決宣告後にとどいたのである。

これまでのべた表現のコピーにはいつでも出会えるし、私たち全

てをおおう審問的情況の把握のためにも不可欠であるが、それは原本の深さ、その現在性＝原罪性に出会うために個々の人が行動する度合でしか可能ではないということを強調しておく。

その上で保釈取消決定後の上原公判について記す。

一九八〇年一一月二八日

仮装被告（団）の連絡で〈潜伏〉した（第〈4〉号二四ページ参照）上原被告人が未収監のまま開廷され、弁護人（河原）は保釈取消決定に抗議（その後、一一月二九日付で大阪高裁あてに抗告、一二月九日付で棄却）し、被告人が在廷する場所でしか竹中証言は開始しえないと主張した。「保釈が取り消されたから被告人は出頭できない」という弁護人の論理と、「被告人しか質問できないことがある」という証人の論理に抵抗しえない裁判官は、証人却下か直ちに証言開始を迫る検察官の意見の採用にふみ切ることができず、竹中証言を次回に延期した。

竹中証人は、時の楔通信第〈2〉号をふくむ表現群を証言の不可欠の構成要素として提出したが、検察官（外岡）は、休廷を要請し目を通してから激しく不同意し、証人の却下をあらためて主張した。その理由は第〈3〉号　三ページにのべた通りである。

ここで竹中証人の立たされていた困難さについてもふれておかなければならない。自らが被告人である名古屋高裁の控訴審に上原証人が出廷することが、権力と被告人の存在様式の双方から不可能にさらされ、審理の本質的展開が阻止されていた。本質的展開という場合、自らについてだけでなく、上原被告人についてもそうであり双方が相互の法廷に出廷して証言することによって、それぞれが権力からうばわれた被告人質問〜最終意見陳述の場を双極変換的に創出しうるはずであった。このような困難さは、三人の幼児・乳児を育てながら上原や西村特別弁護人と〈自主ゼミ〉をおこないつつ公判に出廷していく際の時間的、精神的、〜的困難さによって増幅されているため、共闘する仮装被告（団）の作業も、その極限的力量を問われることになった。勾留や証人尋問や最終意見陳述に関する仮装被告（団）のプランも、たえず弁護人の位置を媒介して構想〜展開されねばならず、可視的法廷の n 倍の質と量で仮装法廷が進行して行く。

なお、一一月二九日に兵庫県警の刑事二名が松下の住居を訪問し「竹本や上原は、いま、どこにいるか？　連絡はないか？」と執拗に問いかけ、松下が「どちらも、困難な旅をしている。」とのみ答えると、早速、検察官に報告し、検察官は自己の水準で「遠方に逃亡」と早合点し、上原について（も）全国指名手配をしたことが後で判明した。こっけいではあるが、打倒すべき国家権力の現実的機能の意味を示すエピソードである。

一九八〇年一二月一二日

法廷内外に私服や警備員が配置された状態で開廷され、検察官（外岡）は、「申し訳ないが（！）被告人の身柄を確保できていない。」と発言した。

裁判官（荒石）は「証人尋問をどうするか？」と弁護人（河原）に問い、弁護人が「被告人が在廷する場で証人尋問をしたい。前回の公判調書に被告人不出頭でも結審してよいと弁護人がのべたように記載してあるのは誤りである。」と異議をのべたが、裁判長は、

証人尋問をするかしないか、と重ねて問い、弁護人が、仮装被告（団）の原則通りに、保釈取消を取消した後に、被告人が出廷する法廷での証人尋問を、と強調すると、一挙に証人採用取消の決定をおこなった。

この数瞬に〈取消〉という言葉が、あらゆる構造でとびかい、強権的に収束される光景を決して忘れることはできない。私たちが、国家をふくむ〈敵〉の根拠を総体的かつ現実的に取り消すまで……。

この決定をおこなおうとする直前に、竹中証人は〜一二月一二日〜付の上申書を、前回公判で提出しようとし受理されないままの証言書と共に提出しようとした。この上申書の基礎は、保釈取消決定は、被告人が自発的に出廷して竹中証人や山本美恵証人（一九七四年一一月の保釈許可決定の際の身柄引受人）や前述の〝〜三・一四〜を〔前〕にして〟に対して尋問する条件を閉塞させるものである、という批判であり、上原被告人が国家権力や自らの存在の枠に拘束されている限り、証言は開始しえない、という意志表示であった。この提起の方向性こそが裁判所の圧殺をこえて〔　〕公判の本質を輝かせている。

一二月一二日の竹中証人の取消決定後、仮装被告（団）の原案にもとづき、弁護人から一二月一八日付で再度、竹中証人の証人申請と、①矢野証言（補充）書、②竹中証人の証言書、③五月三日の会通信第七、八、九、二四号、パンフ時の楔、通信第〈0〉、〈1〉〈2〉号、④上原被告人の作成した「渦層」第一、六号コピー、⑤公判で追加予定のもの、について証拠調請求をおこなった。証人については「竹中証人は上原被告人と現場や本件審理における行動、存在様式の根拠と責任を共有しており、本件の真の意味（動機、背景のすべてをふくむ）について証言しうる絶対不可欠の証人である。」と記されているのが重要である。これは〜一〇三被告団〜の原案のままでもある。また証拠の文書は、同日付で検察官に送られ、衝撃を与えることになる。通信第〈2〉号については第〈3〉号にのべた通りであるが、「渦層」第六号も後述するように論告に影響を与えた。

一九八一年一月二八日

この日の公判以前に、あらゆる場へ〈法廷〉が拡大していた。例えば一月一五日に竹中証人は〈潜伏〉中の上原被告人に出会い前記の証人申請の根拠を深く展開してこなかったことの十年性の自己〜批判を媒介に、保釈取消決定の取消を実現しつつ名古屋高裁での証言に出廷する必要性を語った。また、さまざまの〔自主ゼミ〕空間が、真に〔　〕公判を支えうるための二四時間性の共闘の質を問う場になった。そして一月二七日午後五時三五分に上原被告人は制限住居付近で収監された。

開廷後、被告人は看守数人にかこまれて入廷したが、手錠をはずされた直後に紺色のコートを脱いで裁判官の方向へ投げ、ズボンも脱いで次の行動に移ろうとして看守に制止された。コートとズボンしか身につけていなかったのは、出廷拒否をずっとおこない、看守から無理に身につけさせられていたのであることが、その後の被告人と看守のやりとりや身体についたあざで判明した。

被告人——文書はとどいているか？　とどけようとしない拘置所当局に抗議する。（看守は、まず直接の上司と思っている検察官にみせ、検察官は裁判官にみせ、裁判官は弁護人にみせてから、看守に「受付に提出せよ」と返した。その後、確認した内容は、「公判期日を告げる人たちへ」と題する数行のもので、弁護人問題を基軸とする主張を、被告人の市民的生活の全面的破壊によって圧殺する法廷に加担できない、という趣旨のものである。この趣旨には仮装被告（団）の提起への応答はみられない。題名や行為にふくまれうる、としても、文字をも媒介しない限り、かつてのかれの〈詩〉の根拠の市民的荒廃しか示さないのではないか。）

検察官（外岡）——被告人の行為は法廷を侮辱するものであるから退廷させて訴訟をすすめられたい。

裁判長——（被告人に）服をきる意志はないか？

被告人——ない！

裁判長——では退廷させなさい。（看守が全裸の被告人にコートをかぶせて退廷させる。被告人は抗議〜発言なしに従う。）検察官、論告をして下さい。

弁護人（河原）——その前に証人と証拠の申請について判断をされたい。

検——竹中証人は証言しうる三回の機会を放棄したのであるから再申請自体が違法である。文書は全部不同意。（弁護人が竹中〔証言〕書をみせようとすると、うけとろうともせずに、不同意をくりかえすので弁護人も怒る。）

弁——不同意ということは反対尋問権を放棄しないという意味のはずだから、どうぞ、ここにいる竹中証人に尋問して下さい。

検——（流石に顔色を変えて）必要性がないから不同意したのである。（といって興奮のためもあり、早口で論告の原稿をよみ上げはじめる。仮装被告（団）は、これまでの〜的展開に忌避以上の何かを提起する必要を感じつつも、本質的展開の条件が自らと上原被告人の相互の非力により宙吊られている痛苦をかみしめて、傍聴席にうづくまっていた。）

論告は一九七一・四・二八と五・一九の有罪を強調したものであるが、少くとも二つの特性をもっている。（のちに入手した文書で明確に把握したのであるが）一つは共謀論で、「共謀とは、二人以上の者が犯罪を実行することについて意思の連絡のあることを言い、右意思連絡は黙示のものであり、かつ、実行行為の際に存すれば足りるものであることは多言を要しない。」に示される。この論理からは検察官が認めさえすれば、ある場所にいる全ての者は共謀者になりうる。この共謀論は被告人松下が〔最終意見陳述〕で根本的に批判した。論告法廷における被告人上原の〔非〕在の意味をふくめて。

論告のもう一つの特性は、情状のところで被告人が反省していない証拠として〝被告人は被告事件に対する陳述の機会に「法廷は大学闘争の場でありうるか、裁判所の訴訟指揮によるどのような審理であろうとほんとうの意味で被告人に強いられている審理には届きはしないであろうと断言する。」などと発言し〟たことを上げていることである。実は、この発言は現実の法廷ではなく、仮装被告（団）を媒介に提出されていた、上原被告人の渦層第六号（一九七五年八月）に、すぐれた叙情詩「やさしい訣れ」と共に掲載されている「冒頭陳述※ノート」から部分的に、かつ不正確に検察官が筆写したものである。ここで、無意識のうちに検察官は仮装法廷に召喚され、そこで論告しているのだ。決して「審理には届きはしない

であろう」論告を。この逆倒を実現させえた仮装被告（団）は、真の〈法廷〉は、ここではなく、もっと深く遍在し、渦巻いていることを、そこへ突入する決意と共に感じていた。

懲役四月の求刑は同一事件の橋本についてと同じ。

論告に続いて裁判官は弁護人の最終弁論に移ることを強制し、被告人と会って相談してから、という弁護人の主張にもかかわらず、合議のあとで、「弁論を放棄したものとみなし審理を終結する」と決定し閉廷した。仮装被告（団）は、拘置所の上原被告人に面会し、竹中〔証言〕書をさし入れてから、二・四法廷への巡礼、あらゆる重層するテーマを支え、転倒していく試みへ出立した。

なお竹中証人の〔証言〕書は、弁護人が添付した証明書でのべているように「一二月一二日に尋問する予定であった質問事項に対する証言内容を証人が文章化したもの」であり、壮絶な仮装法廷の内実を包括している。けい紙二十枚をこえる、この文書は〔　〕公判過程の把握に不可欠であるが、そうであればこそ、この表現を本質的に宙吊っている上原被告人がもつ原本の対に、まず出会う努力をしてほしい。そうでない限り、その内容に踏みこむことはできない。ただ、この通信には仮装被告（団）の責任において、公訴事実と、その根拠が解体しつくされているのみならず、次の問答があることを開示する。「証人が上原被告人と現場や本件審理における行動・存在様式の根拠と責任を共有しているという言い方が成り立つとしたらそれはどういう点においてですか。

——それはまさに上原被告人が身柄引受人山本美恵さんを媒介とする問題を〔　〕公判との併合～分離の根拠をふくめて対象化しつつ法廷で〔わたし〕（たち）に発問し得る時、同時に上原被告人に対するわたしの存在責任（註——その一つは、一九七二年三月に、河合、広川のみを被告人とする〈暴行、傷害〉事件が南山大学で生起したとき、起訴はされなかったが、より深い、生命にかかわる〈闇〉の領域にかかわっていたにもかかわらず、その開示～転倒の媒介となり得た上原に黙否し、かれの危機の遠因をなしたこと）を彼が前記の問題と同じ比重で自己とわたしに問い、わたしをふくむ仮装被告（団）がそれを対象化～転倒し続ける時、はじめて真に答えることができるテーマです。」

ここに示唆されているテーマは、決して個別の事実性にのみかかわるのではなく、自称、他称の闘争者や詩人や批評家や生活者や～が、〔　〕（公判）闘争から、なぜ〈離脱〉し〈背反〉せざるを得ないか、を明らかにする核がふくまれている。

一九八一年二月四日

この日の上原公判までに、あらゆるテーマと包括的に格闘しなければならなかった。法廷位相では、〔忌避〕申立を喩とする表現過程に仮装被告（団）が、どのようにかかわりうるか、が極限的に問われていた。極限的にというのは、いまはこの方法をとることを喩とする他ない、という意味である。弁護人はこれまで、どのようなひどい訴訟指揮に対しても、自らの位置では忌避をなしえず、また被告人の前年度の忌避の仕方の反射的傾向にみられるように、法的な忌避とみえる行為は、その内容に天地の差～振幅をもちうるのである。

あらゆる制約の下で重層的な矛盾の構造に対して最終的に問われているテーマの展開が、かろうじて仮装被告（団）による忌避のプ

ランという形態をとって苦悶の声を上げようとしていた。このプランの展開には仮装被告（団）の、とりわけ～一〇三被告団～のたたかい方が重要である。岡山大学の学友会にある電話を媒介に、忌避の原案が構想され、岡山に住む弁護人にとどけられ、要請と討論の後、了承を得て作成してもらい、その原本をもった一人がその日のうちに新幹線で新神戸駅待合室でもう一人に渡したのは、二月三日の夜であった。忌避申立書の原本は、直後に神戸地裁の宿直室へ提出されたが、翌日午前十時の開廷前に第三刑事部書記官室へとどけてほしい、という要望は、題名と内容に不快をかくそうとしない宿直職員の反撥に会い、その職員は「夕方までにとどければいいんだ」といい放つ有様であった。もしそうなら存在的〔忌避〕によって汝らを粉砕する、という提出主体の迫力に、やっと相手は明日の朝すぐにとどける、と約束した。この文書を、これらの瞬間の息づかいを記念して掲載する。

忌避申立書

被告人　上原孝仁

右の者に対する威力業務妨害等被告事件につき、左記理由に基づき、裁判官荒石利雄、同石井一正、同高野伸に対し忌避を申立てる。

昭和五六年二月四日

右弁護人弁護士　河原昭文　㊞

神戸地方裁判所　第三刑事部　御中

記

前記三裁判官は結審～判決を急ぐあまり、審理の基本条件をふみにじっており、公平な裁判を期待することができない。その理由は次のとおりである。

一、被告人の申請する特別弁護人を認めなかった。

二、保釈取消を強行し、これによってかえって被告人の出頭を不可能にし、収監後の本年一月二八日の公判において、抗議する被告人を退廷させ、被告人質問及び被告人の意見陳述の機会を奪った。

三、被告人側の最も重要な証人竹中千恵子の証言を奪い、かつまた同証人の再申請および証言書を認めず、被告人の無罪を立証する機会を奪った。（竹中千恵子作成の証言書を添付する。）

四、検察官に聞き取れないほどの早さで形式的に論告させ「書面を検討し、被告人らと打合せた上で被告人意見陳述および最終弁論を行なう」という弁護人の当然の要求を無視し、被告人意見陳述および弁護人最終弁論の機会を奪った。これは前三項とともに被告人側の防禦権の行使に対する著しい侵害であるとともに、裁判官があらかじめ被告人側立証過程ぬきに有罪の予断をもって審理にあたっていることを裏付けるものにほかならない。

五、弁護人は必らずしも被告人と主張を同じくするものではなく、むしろ被告人から辞任の要請さえ受けてきた経過があるけれども、それにもかかわらず被告人の発想の不十分さや誤りの検討を、本件発生時からの親しい友人たちと行なうように努力してきたつもりである。その成果が生み出されようとする段階において裁判所が一方的に判決を強行するならば、被告人の事件のみならず、関連する多くの公判の審理をも不当に妨害する結果をもたらす。

以上

この文書は、二、三の語句の変更はあるが、殆んど原案の通りである。今までの一つ一つの段階で忌避をなしえなかったとはいえ、

この包括的忌避により上原公判の位相は永続的に（　）公判に併合されたといえよう。また、仮装被告（団）の原案を「そのまま」提出してくれる弁護人存在の重要性は、はかり知れないほど大きい。この関係の＜仮装＞性は、私たちを拘束する、さまざまの＜壁＞に対しても応用可能である。最終的には弁護人をふくむ全ての法廷の当事者が「自分も仮装被告（団）の一人だ」と自覚するまでの過程が、この世界の基軸の変換と必ず対応しているはずである。

もう一つの重要なことは、上原被告人が法廷で、どのように被拘束状態にあるようにみえても、この忌避申立の根拠を共有し展開しない限り、忌避申立の相手の側に移行し、かつ忌避申立の構造の内部で、それに支えられつつ、申立主体を自らより深い被告性に押しやる他ないことを示してしまうということである。

開廷後、看守につれられて入ってきた上原被告人は、裁判官（註）の忌避申立却下決定をきいた後に、自らの立場で弁論再開の申立および本日の判決期日を取消して次回に弁論期日を設定することを要求した。（註―高野伸は笹野明義の誤記）

裁判長の却下決定に対し、被告人たちから異議を申し立て、これも棄却された。直後に、公判調書によれば、「被告人はやにわに履いていたスリッパの片方を法壇に向って投げつけ、片方を後方の傍聴席の方へ投げつけた。〔…〕被告人は『異議申立の理由は届いているのか…』等と裁判長に喰ってかかり」裁判長は被告人を退廷させて判決を宣告した。郵送された判決は受取拒否で宙吊り。

判決の内容は前号に記した特性をもつが、本質的に判決がありえないことを再度、強調しておく。何よりも忌避申立の却下に対する即時抗告が二月五日におこなわれ、これに関する大阪高裁の二月二〇日付の棄却決定に対する二月二六日付の特別抗告に関する決定が現在まで出されていない。忌避に対する最終的な決定が出ていない点においても、上原公判と竹中公判は共通性をもっている。

これらの抗告過程や、法的には一四日以内の控訴過程に、ためらう弁護人を説得し、提出を実現したのも仮装被告（団）の作業であった。控訴についての申立は、二月一四日付で弁護人と検察官が、二月一六日付で上原被告人がおこなった。しかし奇妙なことに控訴審の期日は現在まで設定されていず、控訴趣意書の提出期限さえ明示されていない。これは一九八〇年一一月一一日に判決の出た、四名の場合も同様である。この理由の一つに、おそらく被告人松下の判決終了後に権力的併合～一挙に控訴審終了をねらう裁判所権力の意図があると思われる。しかし、権力の意図をはるかにこえて現出しているテーマ群と総体的に対決する場を権力は無自覚に準備しているともいえる。

この意味にも象徴されるように、この＜神戸＞地裁の経過は、上原公判に限定して叙述したようにみえるけれども、（　）公判の総体的な審理の変換点のテーマをこそ記そうとしたのであった。

＊＜名古屋＞高裁

一九八一年一月一九日（第四回）

前回公判（十月二九日）から今回公判の過程で公判の基軸にかかわる事態が続出した。まず、採用されていた上原証人に対して神戸地裁が一一月二五日付で保釈を取り消したので、かれは＜潜伏＞せざるを得ず、従って出廷できない。また、河合、広川両被告人の控訴申立が不出頭持続のために十月三〇日付で棄却され確定したので＜南山＞大学闘争の意味は、竹中被告人の公判によってのみ持続的に追求されることになる。さらに十月二九日の公判調書を一二月二日の神戸地裁で弁護人から入手した時に「次回期日（判決宣告）」と記されているのが発見され、後で書記官の＜錯誤＞と判明したが何かの情況性を感じさせる＜錯誤＞であった。

竹中被告人は、これらの事態を転倒する準備を重ねつつ、一九七九・七・六忌避について最高裁が最終的な決定を出していないことを批判する文書（神戸地裁あて一二月一八日付の証拠調請求書および関連表現群を添付）を発送しつつ出廷した。上原証人は不出頭で採用取消の可能性がつよまったが、裁判長がこれまでの杉田　寛から小野慶二に交代したので手続更新に際して被告人から上原証人の重要性と現情況の切迫をのべ、次回に上原孝仁と山本光代を召喚することになった。記録の上ではこれだけしか視えないとしても複素数性のプランが想定されていたことを記さなければならない。証人が出頭する場合、しない場合、収監されている場合、されていない場合のそれぞれについて裁判所や証人に対する方針が準備されていたのであり、これらの（不）確定性の総体に確実に対応する方法がつねに（　）公判の基底にあることを強調しておく。

一九八一年三月二日（第五回）

この日に召喚されている上原、山本の各証人は、出廷～証言に至るまでに大きいテーマを横断しなければならなかった。上原証人については、これまでのべてきたが、さらに追加すると二月四日の判決宣告により一月二七日以降の収監からは解放されているとはいえ仮装被告（団）の共闘的提起からは、いよいよ硬く自らを拘束していた。この提起に、名古屋高裁での証言を（そして、二・四忌避の根拠の共有を）媒介してこたえない限り、かれの控訴や存在過程がその根拠を失ってしまうにもかかわらず。

山本光代証人についても重要な問題が集積しており、その一つは昨年一二年二四日の徳島地裁における松下証言で明らかにされたテーマに被告人としてのかの女が対応する度合でしか証言しえないこと（松江地裁への証人としての出頭の過程で、名古屋高裁への出頭も意味を深めることを含む）であり、もう一つは、かの女自身の公判での判決が迫っており、実刑の可能性があるため、獄中からの、打合せが殆んどできない証言の位相を想定しなければならないことであった。

法廷には、上原証人は不出頭し、山本証人は判決が延期されたために＜占拠中のゼロックス室＞や南山大学構内を経由して出廷した。証言の中で、とくに次の点が注目される。

a. 一九六一年に国際基督教大学を卒業し、一九六七年に徳島大学へ赴任するまで名古屋に定住することが多く、その後も何度もきている。

b. 本件当日、一九七一年六月一六日には、いくつかの用件で名古屋にきており南山大学の現場付近もかすめた。竹中、上原にも会った。

c. ＜　＞広場の自主ゼミに参加して会議室の中の討論もきいた

が特に機動隊を入れるほどの状態ではなく、学長の身体にふれたり拘束しているものはいなかった。

d. 現場には複数の医師がいて、学長の健康状態は大丈夫だと間接にきいた。

検察官（長山道雄）は反対尋問で次の点を確認した。

e. 学長とまわりの数名の女性の間には、かなりのすきまがあった。

f. 窓ぎわに森川佳津子に似た人がいたが、本人かどうか区別できるほど親しくはなかった。

次回に、さらに詳しい内容を被告人から質問するということで閉廷した。

一九八一年五月一八日（第六回）

この日までに南山大学が提出しようとしない文書（機動隊導入や処分過程に関するもの）の重要性を指摘し、ボルド理事長の一九七八年五月三一日の竹中公判での発言（「証人は本件の現場での逮捕〜裁判過程で、いくつかの生命が〜で失われていることを知っているか？」という趣旨の質問に対し、「シリマセン」と証言したが閉廷後、被告人に歩みよって「ダレガデスカ？」とたずねた。）が開示する問題の領域をふくめて当日の権力的対応が信仰の本質と矛盾するのではないか、という提起が、〜五・一〜付で被告人から南山大学当局に対してなされた。大学側は五・一四付のボルド理事長名で弁護人（河原）あてに拒否回答。

また、被告人から元・学長の沼沢喜市（退職後、大阪学院大学に勤務）に〜五・一八〜付で次の趣旨の手紙が準備された。

本件当日に現場でヒルシュマイヤー副学長（現学長）が、長時間たえず学長にドイツ語で語りかけ、学長もドイツ語で答えていたがその内容を開示してほしい。ボルド理事長は証言の際に自分の語ったドイツ語を記録にかき記し、正本ドイツ語の本にも掲載され、対象化がすすんでいる。この作業は信仰や表現の本質の追求のためにも今、不可欠である。

この手紙の発送直前に被告人が住所をきくため勤務先に電話したところ、昨年三月に死亡ということが判明し、手紙は宙吊りになった。沼沢氏は何を答え、何を開示しえたか。カトリック的なものの犠牲者でもあったといえる、かれの〈沈黙〉をくぐり、それをこえて私たちの追求は持続しなければならないだろう。

さて山本光代証人の第二回証言（上原証人はこの日も不出頭）は被告人の質問に対し前回に続いてとりわけ次の点を明らかにした。

一つは検察側の証拠写真を逆用して、写真の限界、不正確さを詳述した。（現場は黒と白の写真より色調がもっと一様であり、人物はたえず移動していた。数十枚の写真のシャッター・スピードは六〇分の一秒だから、数十分の経過の極少部分しかうつせない。撮影の方向、位置も部分的で証拠にする根拠はない。）証人は自分の公訴事実について検察側が一枚も写真を提出していないこととの関連（写真を出せば起訴状の根拠が破綻する）ものべた。

もう一つは、やや具体性は欠損しているが、本件と徳島大学の事件（誤認処分事件をふくむ）は相互に複素平面的な鏡にうつった像であり、私たちの存在責任の時間性もメビウスの輪のようにつながっているということ。

その後、弁護人、検察官は写真の中で森川と竹中を特定しようと試みたが、「だれでもかぶれる交換可能な仮面」しかうつっていないので証人から確認することはできなかった。

検察官と裁判長は、上原証人の事件や勾留状態についてきこうとしたが、判決後も〈勾留〉は続いているという証言以外のくわしいことは別の証人による他ないことを示した。

山本光代証人から、その後、七月一九日付で提出された証言書は証言内容を補充しつつ、さいごに証人を法廷へ誘った聖書の言葉を引用している。「〜ゆきて、地の塩となれ、……」

一九八一年七月二〇日

南山大学が提出拒否している文書についての経過は前述したが、その後、〜六・二九〜付で被告人から南山大学にあてて包括的批判をおこなった。その要旨は、これまでの提起に対する拒否の理由をのべていないのは、六・一六現場への機動隊導入を自己批判しているため、また学問と信仰の解体を自認しているためとうけとってよいか、というものである。これについても大学側は七・一一付で弁護人へ数行の拒否を伝えたのみで、被告人の批判の正しさを逆方向から立証することになった。

この日の証人は山本　聖氏で、キリスト者として大学闘争開始後の思想情況にかかわってきた位置と、現在、門司大里教会を媒介に激しく問われている信仰と〔自主ゼミ〕の関係性から証言にのぞむことになった。山本　聖証人は一九七九・三・一四の成田宅〜名古屋地裁の全過程、神戸地裁の〔前〕共同被告人（島岡、白川、松本、今田、そして上原）の最終段階の公判に持続的に参加してきた〈牧師〉でもあり、この竹中控訴審で今後、申請証人が却下される場合にも〈最後の〉証人たりうる必然性と意味をもっていた。

証言の中で次の点が重要である。

a. 一九六八年から一年間、鳥取教会の伝道師、その後、加茂兄弟団伝道所をへて、現在、門司大里教会の〈牧師〉である。

b. 一九七一年六月一五日〜一六日に名古屋の「キリスト教を変革する集会」に参加し、そのテーマとの関連で本件の現場に行った。

c. 学内のラテン文字（意味は、「人間の尊厳のために」、「真理のためには生命をかけよ」等々）におどろいた。（証拠写真提出）

d. 〈　〉広場の自主ゼミで竹中、森川、上原、松下らに会い、宗教をふくむ諸幻想領域の現在の矛盾について語り合った。

e. 竹中は機動隊導入の頃に会議室内の森川の方へ歩みより、その過程で逮捕された。竹中だけの起訴状を作成しえない権力の論理は破綻している。

f. プロテスタント系の日本基督教団第一八回総会（一九七四・一二）は東京神学大学への機動隊導入を誤りであると決議しているのに比較してカトリック系の対応はとりわけ南山大学において極めて無反省である。

このような証言は、証人が仮装的＝本質的に初めて身につけた牧師の黒服の効果もあって、裁判官、検察官をふくむ法廷の当事者全てに強い印象と影響を与えた。

ただし裁判所は、南山大学に対する文書提出命令は出さないと決定し、異議も棄却し、この文書の内容についてヒルシュマイヤー現学長の証人申請も採用しなかった。また、この日も不出頭した上原

証人の採用を取消し、その意味をふくめて最終的証人として申請した松下証人も認めなかった。

採用を認めた証拠としては、金　貞伊の公判記録の沼沢証言（機動隊導入や処分を考えていなかったことが明らかになっている。）のみであるが、河合、広川の一九七二年三月の事件の公判記録（竹中が起訴されなかった過程を対象化しうる）や大阪高裁の森川証言の記録などを応用しつつ、次回の九月三〇日の被告人質問において、＜南山＞大学（裁判）闘争の全テーマが最終的に問われることになった。

＊〈徳島〉地裁

被告人を山本こと石田光代とする刑事公判の証人として松下　昇が決定されたのは一九八〇年一一月一九日の公判においてであった。表現の位相からは～一九七八年一二月一日～付で〔松下　昇〕をふくむ〔自主ゼミ〕実行委員会は、この公判当事者総体に対して特別弁護人の仮装形態（本質的には存在的被告人）で参加しうる意志表示をしていたし、一九七九年三月八日付の石田光代に関する勾留通知書が松下方片山恵子にとどいた直後にも、前記提起と連続する表現を～高知地裁～へ送っていた（通信第＜1＞号16～17ページ参照）から、参加の基礎は形成されていたが、参加の条件としての、いくつかのテーマの対象化作業が相互に〔不〕十分であったために、この意味を包括しつつ、証言する必要があった。

前記のテーマの一つを素描すれば、一九七七年三月一六日の徳島地裁の公判（原告を浜本多恵子とする＜消滅＞処分取消請求）に参加した鈴木そのは、坂本→松下のある重要な手紙の投函を委託されてもっていたが、浜本がそれに言及した時に山本が「私が松下だ」といって開示を要求し、鈴木もためらいを感じつつもそれに応じて渡し、山本は、その後、この手紙を恣意的に巡礼させ、松下にとどいていないという経過がある。この経過はそれ自体としてよりも、そこに圧縮されている七十年代の情況～存在へのかかわりの困難さが、一つ一つの行為と行為のスキマから照らし返されるという点で重要である。

実際にも、この事件を一つの喩として、これ以降、〔　〕公判にかかわる人々の、表現、公判、存在、～に関するとらえ方は深刻な対象化を迫られて行く。異なった領域で、それぞれの試みが断崖に近づいて行く気配のみが感じられるが、相互の＜声＞はとどかないというような時期が続き、まさに、この時期に、山本こと石田光代を被告人とする＜三＞つの公訴事実も生起していたのである。

従って、徳島地裁の刑事公判の裁判官が、＜最後の＞証人としての松下を採用したとしても、その範囲でのみ証言を準備することはできず、先述の事件の当事者、鈴木その証人申請～相互尋問の場の創出が（そして、それを媒介とする被告人それぞれのn年性の自己～世界の審問の対象化としての〔　〕表現が）不可欠になった。

松下は、このことを～一二・一六～付で山本に提起し、この提起には鈴木の表現も併合されていた。公判直前の山本の返信は、「松下証人は一二・二三神戸地裁の公判の切迫などのため一二・二四徳島地裁への出廷は困難であることを国選弁護人を通じて申し出ている。」という内容であった。これでは松下の提起の方向性はうけとめられていないと判断した証人はこの申し出を転倒するために一二月二四日にうみを越えて、第一八回公判が予定されている第七号法廷に一ばん先に到着した。法廷の近くには、鈴木証人が待機しつつお土産を〔　〕円で入手しつつあった。

証人松下が不出頭するだろうから却下しようと考えていた裁判所は、あわてて開廷の準備をし被告人も意＜外＞な表情をしたが、証人から被告人を媒介する尋問開始予定者に、～一二・二四～付の証言開始条件（被告人の対応の批判をふまえてのみおこなう。）の文書を渡した後で、人定～宣誓に応じた。

はじめに国選弁護人（松尾敬次）から、いくつか被告人の生活と経済状態について質問した後で被告人の質問に移った。本質的には前記の批判が根底にあり、休廷をふくむ全時間帯に、この批判は持続したが、法的に公訴事実を粉砕する証言としては次の各項目が重要である。

① 一九七八・七・二四の事件について。

a. 一九七四年以降、本件の現場である徳島大学医学部の暗室で証人の表現の現像、複写、製本などが、職員らの了解の下で被告人らによっておこなわれていた。

b. 本件では今井勝行をふくむ教職員が加害者であり、一九六九年のバリケードおよび、存在の闇を開示し転倒しようとする行為への報復としても被告人にリンチが加えられ、警察官に引き渡された。

c. 本件の現場近くには鈴木そのが存在し、リンチの状態や、直後の民事公判（原告＝浜本、証人＝今井）との関連を目撃している。

② 一九七八年一〇月一一日の事件について。

a. 本件の現場は、この法廷であるという点で証人の〔卵〕裁判と共通性をもつ。証人の場合と同様に現場参加者（裁判官や他事件の被告人）の証言が不可欠である。

b. 本件では「包丁の所持」のみで起訴されているが、証人は、ある法廷（一九七九・三・一四）で殺傷可能な金属製の道具をもったまま別の理由で監置の制裁をうけたにもかかわらず、この道具の所持によって起訴されたことはない。（註——＜殺＞意はあったが、ヒマワリのタネと併合して所持していたため。）

c. 本件で被告人が切断したという頭髪一にぎり（註——通信一五号一八ページの「反対尋問権」にぎり」を参照）が押収後、行方不明であるが、これを証拠として、現場近くに存在した鈴木証人にみせることにより、本件の真実は明らかになる。（註——毛髪の成長度にこめられた意味。）

③ 一九七九年三月六日の事件について。

a. 高知市帯屋町の路上で押収された表現はこれ（註——書記官が、証人の要求に応じてなぜか真赤なかおをして運んできた外国製の写真）だけではなく、①の現場でも複写～刊行した「＜　＞語の本」や「時の楔通信」などをふくむはずである。（註——証人は証言台の上に、不可視の押収物に対応して前日の神戸地裁から巡礼させた表現群をおいた。）これら総体の審理を〔古本〕市位相で要求する。

b. ＜ワイセツ＞罪には被害者がいないという意味を、表現～存在の疎外は自ら審問を開始する他ないという関係性の深さでとらえよ。

c. 本件にもし〈罪〉があるとすれば、現場近くに存在した鈴木証人をふくむ本件（古本）市参加者の、とりわけ被告人が、十分に（　）表現しえていないことへの責任である。

第一〜三の事件の総体と（　）公判の関連について、さらに証言を持続しようとしたとき裁判官（秋山賢三）は証言を禁止し、証人および証人に同行してきた（古本）を〈退廷〉させ、検察官（後藤雅晴）は、松下証言以前に（／）作成していた論告をよみ上げ、懲役一年六月を求刑した。

次回は一九八一年二月二日（判決予定）ということで閉廷されたが、その後、情状証人をもう〈一〉人申請して〈実刑〉をさけようとする弁護人〜の交渉により、二月九日に延期された。松下からは一二・二四以後も被告人の（　）表現を徳島地裁でのみならず名古屋高裁での山本証言としても展開するように関連資料を渡しつつ要請した。

一九八一年二月九日（第一九回）

この日の公判では、国選弁護人の他に、被告人の家族が選任したまま出廷していなかった私選弁護人（古家野泰也）、傍聴席に浜本多恵子が存在したことが重要である。

直前に被告人から（松下の要請により）松下の〜一二・二〜付の（証言）書（一二・二四証言速記録の訂正と判決の（不）可能性を主張する）、鈴木そのの二・二付の上申書（鈴木証言なしには事件の根本的テーマの判断材料が欠損したままであることを示す）をふくむ表現群が提出され、開廷後、被告人質問がおこなわれた。

国選弁護人（松尾）が被告人の経歴、処分の過程、公訴事実に関する数点を質問した。証言で注目すべきことは、被告人は一九七六年に自転車にのっていた時の事故の後遺症のため、「モップを振り上げる」動作はできないし、証拠のモップは現場でみていないこと、被告人が経営する〈あじさいブックス〉について通信目録やパンフを媒介に「春本から六法までの距離」を語ったこと、自分にとっては性器をリアルに描いたものがわいせつではなく、長期勾留後に突然釈放された徳島刑務所前の薄暮が、わいせつな一瞬であると感じられたこと、自分がうみをこえて〈郷里〉にもどるとすれば婚姻と同程度の関係を前提とする男たちのだれかと一しょにでしかありえないこと、などである。

一方、私選弁護人は被告人の母、石田ひさの一・二九付の上申書を提出し、寛大な判決を嘆願した。

裁判官は次回に被告人の前の夫、山本定明がもし出廷すれば証言させるといって閉廷した。この方向性は、これまで切り拓かれてきた過程に背反すると判断した（自主ゼミ）実行委員会は、被告人と古家野弁護士に批判の表現を提起し、その結果、山本定明氏は出廷しないことになる。

但し、その理由づけが定明氏が現在も大学教官であることからくる（自主ゼミ）の反撥としか被告人に理解されていないとすれば重大な錯誤である。この錯誤は、定明氏が自らと被告人の十年間の全テーマを対象化する過程で証言にくるのではなく、実刑を免れるための情状証人としてくるのだと思いこませてしまいかねない態度にかかわっている。この態度こそ、処分やリンチをもたらす力と通底するから。

一九八一年三月一一日（第二〇回）

開廷直後に裁判所への古家野弁護士の手紙が被告人から手渡された。要旨は「定明氏が出廷すると、好ましからざる事態が起るおそれがあるのでやめる。自分は弁護人を辞任する。」というものである。

被告人は、定明氏に証言してもらいたい意志のあることをのべ、また第二の事件に関連して菅谷規矩雄の発言が掲載されているパンフ「情況、切実な課題」一七〜二四ページのコピーや現在服役中の「あじさいブックス」の客からの手紙n通を証拠として提出しようとしたが検察官が不同意して宙吊り。

国選弁護人が被告人質問の補充という形でそれらの証拠について証言させたが、証言が鈴木証言と松下証言の必要性にふれると裁判官が制止し、弁護人の最終弁論に移らせた。（母親の上申書の水準での寛刑要請）

裁判官は最終意見陳述をさせようとしたが、被告人の疲労のため次回になった。法廷内には警備員に包囲された浜本多恵子が、法廷外には証人、鈴木そのが存在していたことを付記する。

一九八一年四月二七日（第二一回）

被告人は「冒頭陳述」に連続する意見陳述」を提出し、かつ口頭で最終陳述をおこなった。文書から数カ所を引用する。

「私は、いまでこそ、しがないぼるの露天商であるが、〔…〕私の本領は、原形質膜の透過性機構の解析にある〔…〕と言うのに、私は、ついに、今も、このちも私の銃眼を磨く、台座は奪われてある。」（註―ほんとうにそうだろうか？）

「被告人が起訴状の順位によって、大学から、法廷を経緯して、路上に、出かけて、いったとすれば〔…〕あたかもウィルスが細胞から形質をもち出して転換していくような経過（に対応する。）」

口頭の陳述では、前回公判までに提出した松下、鈴木、菅谷などの表現を意見陳述に併合することおよび母親の上申書は自分の意思でかかれたものでないことが強調された。公判に立ち会った検察官は神戸地裁から逃げるように転任してきた外岡孝昭であったが、かれにぜひ、この事件の（　）公判性について証言してほしいものである。

この事件を単独で審理してきた裁判官（秋山）は、この日の意見陳述をきく前に（／）作成していた判決文をよみ上げた。要旨は次の通りである。

昭和五三年(わ)第三三〇号、第四〇三号、昭和五四年(わ)第一〇六号

判　　決

本籍（註――略、ただし名古屋市内）

住居（註――略、ただし「あじさいブックス」以前の住居のまま）

古本販売業

山本光代こと石田光代

（註――生年月日は略）

右の者に対する住居侵入、傷害、公務執行妨害、銃砲刀剣類所持等取締法違反、猥せつ文書所持各被告事件について、当裁判所は次のとおり判決する。

主　　文

被告人を懲役一年六月に処する。（註――求刑と同じである。ま

た判決理由で、今回に限り反省の機会を与えるために執行猶予することを、くどくどのべている。庖丁一本と写真集一六冊は没収。）

理　由

（註――省略するが、重要なのは証拠は全て検察側のものに限られ第一の事件についてのみ裁判所の検証調書と被告人の公判での供述が付加されているにすぎないことである。被告人提出の証拠、松下らの証言や表現は全て排除されている。また「本件犯情に関する説示」が数枚にわたって続き、裁判官がいかにこの事件にふりまわされたかを示す拙劣かつ感情的な文章である。「矯慢としかいうほかない法廷態度」、「奇矯なる言動」、「偏狭な態度」、「人間的な歪み」、「持って生まれた性格」、「法的無知とその独断的思考方法」等々、これほど修飾の多いヒステリックな判決文もめずらしい。全文をよみたい人は高松高裁気付の（古本）市へどうぞ。）

高松高裁への控訴申立後の事件番号は昭和五六年(う)第二〇〇号、第一回公判は十月二一日であるが、この事件が名古屋高裁、松江地裁をふくむ（法廷）で持続的に審理される必要のあることはいうまでもない。

＊〈松江〉地裁

松江地裁の全公判過程は、第〈2〉号に記した特性の展開の場として激しい衝突がくりかえされている。持続的忌避と却下、調書記載の正確性に対する異議と抑圧、最初から予断をもつ訴訟指揮等々において各公判は一回ごとに公訴事実に匹敵し、その範囲をはみ出すほどの激動を示した。まさに公訴事実の本質に降りて行こうとする被告団の努力を軸として。一回ごとの総括が不可欠であるが、ここでは権力による公判の日付のみをまず記録しておく。

①一九八〇年五月二七日（忌避の開始）
②　七月一日（検察側冒頭陳述）
③　七月二九日（三警官と今井勝行の証言）
④　九月一六日（今井証言持続）
⑤　十月二八日（主尋問終了まで保釈せず）
　（十一月十日保釈）
⑥　十一月十八日（検察官が証人に偽証教唆）
⑦　十二月十六日（検察官＝川口晴司へ不適格審査請求）
⑧一九八一年一月二十日
⑨　二月二四日（今井勝行証言終了）
⑩　三月十七日（今井典子証言開始）
⑪　四月十四日（夫婦間のズレ顕在化）
⑫　五月二六日（今井典子証言終了）
⑬　六月二三日（被告側冒頭陳述表現却下）
⑭　七月十六日（被告側証人全員却下）
⑮　九月八日（被告人質問の強制）
　（十月十三日は被告団側の理由で取り消し）
⑯　十一月十七日
⑰　十二月二二日

浜本多恵子と鈴木そのを可視的先端におく（片山恵子）性の被告

団および弁護団（吾郷計宣、河原昭文）は、何を主張し、何を立証しようと試みているのか。その把握のために七月十六日の公判で裁判長、横山武男から全員却下という類例のない弾圧をうけた証人申請リストを編集者の要約によって次に掲載する。

一、古家野泰也（弁護士、京都市）
(1)浜本を原告とする裁判の代理人として浜本と今井の徳島大学闘争を媒介する関連について。
(2)一九七九年はじめに、今井から「浜本の今井あて手紙を返送してほしい」とその重大性を知らされないまま頼まれた経緯。
(3)今井が証言で浜本の主張や行為の評価を古家野の評価でもあるとしてのべているのは虚偽であること。
(4)浜本らの長期勾留への対応に関して前項と同様の虚偽。
(5)今井は到底「被害者」とはいえないこと。

二、長谷川正治（徳島大学工学部助教授）
(1)浜本、今井、山本光代とのかかわり。
(2)本件の本質（特に村山公亮と今井の共通性）を知らないまま、今井の求めに応じて相談にのり意見をのべたことが本件の契機になっていること。
(3)告訴に関する今井の対応の不当性について松下らの指摘により気付いた経過。

三、赤尾裕久（岡山大学教育学部教授）
(1)今井への提起と同時期に自分も提起をうけた要因および自分の責任。
(2)鈴木の卒論担当教官として本件の教育（史）的意味について。

四、毛利昌三（岡山大学教育学部非常勤講師＝元教授）
(1)鈴木が教員採用試験をうける際の「人物所見書」作成過程と本件における大学当局者の対応の関連。
(2)鈴木が（卵）の事件で制裁々判をうけた後の一九七六年三月の「説諭」と本件の（卵）の関連。

五、桑原　章（医師、松山市）
(1)徳島大学闘争における今井の立場の変化。
(2)今井の現段階の証言の虚偽および加害者性。
(3)今井と浜本との個人的関係の詳細な目撃。

六、森　弘子（主婦、徳島市）
(1)今井と闘争現場に存在した経過。
(2)今井が浜本との関係について真実をのべられない原因。
(3)一九八〇年三～四月に本件現場へむかう被告人ら（二名のみでない）が証人の住居を経由した必然。

七、山本美恵（会社員、神戸市）
(1)岡山大一〇三闘争、神戸大一〇九闘争と本件の関連。
(2)本件現場の事件と対応する経過が証人の住居で発生した必然。
(3)（卵）および（卵）を出現させる契機は何か。

八、脇田維久子（小学校教員、藤井寺市）
(1)鈴木と卒論を協同製作し、鈴木と証人にかかわる存在領域の〈闇〉の対象化にとりくもうとしている経過。
(2)前項と本件の関連。
(3)証人の教育体験から今井の証言にでてくる今井の子どもたちの反応（恐怖、被害）は親による歪曲である可能性について。

九、高木　繁（職業不詳、愛媛県長浜町）
(1)今井と証人が、それぞれ何かから逃亡する時の責任の相似。

(2)前項から明らかな今井の偽証の根拠。

十、西川秀行（土建業、姫路市）

(1)鈴木や一〇三闘争とかかわる際の偽性。

(2)今井および証人が法廷に開示していない〈闇〉のテーマ群の総体。

十一、杉井順子（家事手伝い、鳥取県羽合町）

(1)今井が浜本を原告とする裁判に証人として採用され、とり消された経緯。

(2)〔片山恵子〕から今井あて提起と、証人の自己史総括の不可分性について。

(3)今井と証人にかかわる〈死者〉について。

(4)今井は前項までの位置から「被害者」ではあり得ないこと。

十二、今井由希子（小学生、出雲市）

(1)現場で「被害」をうけたことはない。

(2)「泣き叫んだ」として、その原因は父の責任であること。

十三、今井逸雄（幼稚園児、出雲市）

(1)現場で〔片山恵子〕と会話し、遊ぼうとした経過。

(2)現場における両親の対応の共通性とズレ。

十四、村山葉子（書道塾経営、徳島市）

(1)村山公亮の生死と今井の責任。

(2)今井が証言する法廷に立会人として在廷する必要性。

十五、村尾建吉（地方公務員、兵庫県三木市）

(1)〔片山恵子〕の住居から押収された「白夜通信」の発行者としての本件へのかかわり。

(2)〔自主ゼミ〕とは何か、が今井をふくむ本件当事者から問題にされる必然と、各人の責任。

十六、山本光代（古書売買、徳島市）

(1)徳島大学闘争、その後の裁判過程を通じて今井が証言している浜本との関係の虚偽について。

(2)一九八〇年三月一三日の現場における「八・二の卵」および今井の暴行。

(3)一九八〇年四月一七日の現場に卵を出現させた（権力によって未確認の第三の）主体と、現場撮影フィルムの押収。

十七、坂本守信（岡山大学学友会嘱託）

(1)今井と浜本の関係（性）の目撃。

(2)証人の処分に関する人事院審理の代理人であった今井のギマン性と本件の関連。

(3)本件の現場の一つと証人にかかわる宿舎RB三〇二の構造の対比から、本件公訴事実の中の行為は不可能であること。

十八、深津千晴（〔古本〕市営業者、京都市）

(1)本件の現場の一つである教室における学生らの反応。「共謀」のありえなさ。

(2)本件の〈勾留〉が持続している根拠と、各人の〈占拠中のゼロックス室〉へのかかわりの関連。

(3)本件への〔片山恵子〕性の同行の意味と〔RB〕公判への証人の出廷の必要性について。

十九、今井勝行（島根医科大助教授）

(1)山本光代証人との対質により真実の証言を開始する。

(2)長谷川証人との対質による告訴の撤回。

(3)前記二名と証人の対質による村山公亮の〈死〉への責任。

二十、村山公亮（医師、荻原　勝気付）

(1)今井の偽証による〈死〉者の存在。

(2)今井や本証人気付人のような存在的偽証者が現われてくる情況的要因と突破の方向。

二十一、松下　昇（〈　〉焼業、神戸市）

(1)一九八〇年四月一八日の今井の研究室における今井発言および浜本との関係。

(2)告訴に関する今井、長谷川の位置。

(3)本件の現場検証の経過と、公訴事実～検察側立証の根本的欠陥について。

(4)〔片山恵子〕とは何か？　いま、どこへ向かいつつあるか？　その真の〈罪〉は？

この証人申請リストによって視えてくるもの、展開していくものについては、すぐにここでは註を付けない。本来、法廷やそれぞれの当事者との〔自主ゼミ〕を媒介に開示すべきであるから。

ただ、〔自主ゼミ〕概念との交差でのべておくと、一九八〇年四月の島根医科大で配布されたビラ（提起にこたえず擬生し続ける今井氏を批判した～四・一二～付のもの）の発行主体は京大教養部〈ドイツ語ゼロックス室〉気付〔自主ゼミ〕実行委員会と記されていたので、島根医大当局が京大へ〔自主ゼミ〕の〈実態〉について問い合せたり、検察当局が「背後の巨大な組織による報復のおそれ」から二人の女性の保釈に反対してきた過程がある。また昭和五五年七月一日付の検察側冒頭陳述の中で検察官、川口（起訴と公判を担当）は、同年四月一八日午後に今井の住居と研究室へ〔自主ゼミ〕から被告人の行方をたずねる杉井と松下の電話があったことを「犯行状況」の一項目として強調しているのが注目される。

＊〈岡山〉地裁

通信第〈2〉号で、一九八〇年五月二八日付の一〇一名証人申請についてふれておいた。この証人群の意味について註を加えておく。

1から22は坂本処分段階の岡山大評議員、23から75は教官会議メンバー、76から80は教務係職員、81から91は岡山大学生（野崎洋一、小林頼正、金本浩一、宮本哲、大熊正喜、久住幸治、横田久美子、木村雅子、山本美恵、杉井順子、鈴木その）92から101は列記すれば上原孝仁、浜本多恵子、池上正人、山本光代、好並隆司、荻原　勝、佐藤信行、佐藤直樹、矢野正俊、松下　昇である。その後、当時の評議員一名と学生二名（小松芳文、富井冨美代）が追加され、さらに増加の気配を示している。

証人の数の多さについては、法的根拠としては処分過程の手続きのズサンさが国側、とくに田代＝元・教養部長の証言により明らかになり、しかも全く明確な証言をおこなわず〈処分〉の既成事実にしがみつこうとし、かつ処分に関する書類の提出をしないため、やむをえず処分にかかわる証人群を申請せざるを得なくなっていることがある。処分理由の不当性についても当時の学生をふくむ共闘者の証言が不可欠であり、他大学との関連で処分総体の批判を展開する必要から証人の範囲が全国性をもってくることも納得できる。

ただ、それにしても、この多さの真の理由は何であろうか。一つ

には、懲戒処分取消請求をかかげる、この〔RB〕公判の展開が、〈岡山〉における闘争〜生活過程、刑事、民事、人事、〜をふくむn〈事〉審理の総体をひきうける基軸として存在してきているためである。もう一つは、前述のことと対応して、たんに法廷水準のテーマ群のみならず、大学闘争以降の全ての領域におけるテーマ群の対象化が、全〔　〕公判との関連（証人群の他公判との重複に注目）で各人に問われており、〔RB〕公判の発端である岡山大学宿舎RB三〇二（岡山市津島中一丁目三）が大学構内にあり、家族が日々そこで生活しているという事実性から加重されているためである。

この意味は岡山地裁第二民事部（裁判長、田川雄三）や国側（代理人は片山邦宏ら五名）には、もちろんそのまま通じるはずもなく原告（坂本守信）が代理人弁護士（河原昭文）を通じて持続的に主張してきた過程で、かろうじて一つ一つの成果を獲得してきたのである。

一九八〇年一二月三日および一九八一年四月一日の公判では、証人リスト88番木村雅子の証言がおこなわれた。法的水準での尋問事項は「大学闘争における教官の非教育的対応、岡山救援連絡センターでの活動経過、片山恵子名による成績票発送問題」など処分理由の粉砕を意図したものであるが、本質的には証人の十年性の自己史総括を、もう一人の小林頼正証人との関連においていかに相互に展開しうるか、が重要であった。十年性の自己史総括という場合、過去を静的にとらえるのではなく、現在〜未来の自己〜関係性（いま遠くにいる他者をふくむ）の発見〜再構築という方向でおこなわれた。木村証言の次には十月七日に小林証言が予定されており、かれが前回までの方向性をうけとめうるかどうか不安な要素は大きいが、前記の方向性がもつ意味は記しておきたい。このような方向性によってこそ〈処分〉の不当性を明らかにし、最後のバリケード空間性をもちうる〔RB三〇二〕の占拠を持続する作業も深さと拡がりをもちうるであろう。

その作業はRB三〇二に居住する人自身にも向けられねばならない。前述の証人リストに入っていなかった坂本秋子が六月二三日の公判で証人リストに口頭で加えられていることは、証人群の数のみならず質が、現情況の基底にとどきつつあることを示している。今後の問題は、各証人とりわけ坂本秋子証人が、真に自らの生活〜存在の根拠を法廷を媒介に対象化しうるか、それに私たちが共闘しうるかということである。〔RB三〇二〕は自然性として存在するのではなく、真の〈占拠〉を開始しうる人の生命をこそ支える空間として出現しうるのであるから。

もう一つ忘れてはならないことを追加すると、岡山大学〜国は一九七三年五月の処分発表以来、宿舎の明渡しのみならず、現在まで明渡していないことによる損害賠償金を坂本氏に請求し続けており、月額としては二万円に満たないが、総額は一九七九年に百万円をこえ、坂本氏らへの罪状を日々加重している。坂本氏らは「処分を前提としない正規の使用料なら払う」と原則的対応をしてきているが、岡山大学〜国は拒否したまま、督促状のみを機械的に送付し続けている。

＊〈東京〉地裁

一九八〇年九月九日、一一月二七日は元・人事院公平委員長、足立忠三の証言があり、第〈2〉号でのべたように、足立証人の仮装原告（団）性が明らかになった。例えば、「人事院は判定を下す義務と責任がある」、「十年以上たってから審理が再開された例は、いくつもある」、「個人的には、パンによる打ち切りは気の毒に思う」等々。

公判自体のみならず、東京に原告が出かけて行く過程自体が一つの〔　〕過程でもあるので一一月二六日夜におこなった〔自主ゼミ〕についてもふれておく。〈2〉号でふれたAURA設計工房に集まった青山学院大の学生、元学生や原告などが、大学闘争の十年性と現在性を、表現の困難さを媒介に討論したテープが再録〜コピーされている。読みたい人は、続了後、自らの見解をパンフに併合していくという条件で、東京都荒川区西尾久一—一八—四長門荘、市毛勝三あてに申し込んでいただきたい。なお、この討論の最中に、岡山の〜一〇三被告団〜から、上原被告人の保釈が前日に取り消されたという電話が入り、相談の結果、西村特別弁護人を通じて上原被告人に伝え、かれが〈潜伏〉する過程があった。もう一つ、〈東京〉地裁の人事院裁判を担当している赤西芳文裁判官は、一九七四年一一月に上原被告人の保釈を許可した裁判官（神戸の刑事→東京の民事へ転任）で、尋問や証言に現われる「上原代理人」ということばに注目していたという何かの交差も付記しておく。

一九八一年一月二一日

この日の公判では元・公平委員会の右陪席で、現在も公平審査の調査関係をしているという小山孝夫の証言があった。代理人の一人でもあるかれの証言は、前回までの足立証言の逆効果を挽回するためか、意図的に原告を中傷する言葉が目立った。

例えば、「原告も傍聴人と一しょになってヤジをとばしていた。」しかし、どんな場面で、どんな言葉か、と原告に反対尋問されて答えられず。

もう一つの特徴は、人事院側は、膨大な書証を提出し、原告がいかに〔非〕常識な人間であるかを強調しようとした。三十以上の書証は全て回覧可能であるが、その中には、原告が人事院に対してn円玉を添付して送った文書のうつし（註——たび重なる原告の問い合せに対して一切こたえなかった人事院は、n円玉には早速こたえた。この反応は同じ段階の竹本問題に関する京大評議会もそうである。応用可能！）や、一九七四・四・一岡山地裁の〔卵〕の事件を報じた新聞記事のうつし等がふくまれている。これらの書証の提出過程自体は、人事院側にとっても〈十〉年間の総括作業になっており、それは私たちの総括作業に大きい示唆と〈はげまし〉を与えてくれる。

一九八一年三月二〇日

原告側で唯一人認められた坂本証言は証人の病気で延期された。

一九八一年四月二二日

この日も身体的な病気というよりは、私たちが四月四日以降、存

在的に共有していた〈病気〉の苦痛が持続しており、証人の出廷は〔不〕可能性に直面していたが、開廷直前に証人は〔乞食〕と答えたが、公判調書には「なし」とされている。人定に対しても職業は〔乞食〕の位相で到着した。人定に対しても職業は〔乞食〕と答えたが、公判調書には「なし」とされている。「〔RB三〇二〕に住もうと努力しつつあります。」は「RB三〇二が住所」と記録されている。これは、たんに、記載の正確性に対して異議を申し立てればすむ問題ではなく、このように法廷で発語する根拠にかかわって行こうとする度合でしか〈異議〉も〈訂正〉もありえない。

坂本証言は、人事院審理の正確な事実経過、人事院に責任のある問題点を、説得力をもって展開した。この証言は、かれ自身の宙吊られている人事院審理への原告位相でもおこなわれたから当然ともいえるが、しかし同じように審理を宙吊られている人たち（山本、荻原、佐藤、菅谷）は、いま、どのように〔証言〕しうるか、しえないか、を考えさせる法廷でもあった。

唯一人の原告側証言から、最後の原告本人の証言に至る過程で公判にかかわる重要なテーマが追求されていた。それは、人事院審理再開の問題を公判の枠内だけに収束するのではなく、宙吊り過程の内在的止揚として、各人がどのようにかかわるか、ということであった。原告は、同時に進行している刑事裁判の公訴事実が処分理由と重複することを媒介に、処分者や共闘者の証言を通じて処分、その審理の宙吊りの不当性を追求し、かつ可能な限り、かっての共闘者、とくに代理人の現在の位置からの審理再開要求の方向性を具体化しようとした。

この試みに応えて次の提起がなされた。

申　入　書

懲戒免職処分審査請求事案

昭和四五年一九三三号
請求者　松　下　昇
右代理人かつ全代理人の代理人
清　水　早　子　㊞

一、右請求事案の事実性に関する口頭審理を早急に再開されるよう要請します。
二、請求者および代理人は処分の不当性を完全に明らかにする新たな証拠および証人群を提出する準備を整えています。
三、本事案は、請求者および代理人総体の刑事々件、民事々件の進行と密接な関わりがあり、請求者からくり返し審理再開請求を行なっているにもかかわらず、現在まで再開されていない事態について、その根拠をお知らせ下さい。

なお、代理人の位相について疑問がある場合には、すくなくとも請求者に問い合わせて下さい。

〜一九八一年四月一八日〜

人事院総裁・人事院公平委員会御中

この提起が実際に発送されたのは五月一日であるが、それまでの期間に、清水早子（その重要な位置、パンによる審理打ち切りの経過については、通信第八号など参照）をふくむ代理人の〈十〉年がくぐっている驚くべき変化と変質が明らかになっている。しかし、それを、それぞれの代理人が自ら対象化しつつ大学闘争の永続性に

かかわっていくためにも前記の申入書は本質的な〔清水早子〕から提起される必要があった。

人事院側は、この提起には例外的ともいえる反応をみせた。但し申入書の主体が連絡先とした京大教養部A号館367号独語資料室気付〔自主ゼミ〕実行委員会あてにではなく原告に対してであるが。

公平——二二九
昭和五六年五月一九日

松　下　昇　殿

人事院事務総局公平局首席審理官

「申入書」の回答について

清水早子殿からの四月一八日付懲戒処分審査請求事案について、次のとおり回答します。

なお、念のため同人からの「申入書」（写）を同封します。

一　申入書一について

あなたが公平委員長の審理指揮に全面的に従い、誠実に審理に臨むということであれば、公平委員会はいつでも審理を再開する用意があります。

このことについては、あなたから一度も態度表明がなされておりませんので、これを明らかにしてください。

なお、この審理は、昭和四五年第一九三三号事案に関するものであって、他の事件とは直接の関わりはありません。

二　申入書三について

現在係争中の「昭和五五年（行ウ）第一五号」事件に関する被告人事院の準備書面において明らかにしているとおりです。

以　上

一九八一年六月二二日の本人尋問（刑事裁判の被告人質問に対応する）に際して人事院側は前記の二つの文書のうつしを書証として提出し、テーマのひろがりに共闘した。

原告＝松下　昇の証言は、神戸地裁の被告人としての証言との連続性で展開されたが、主要なテーマは次の通りである。

一九七一・七・一九〜二三の事実性の本質。

人事院審理の*n*事性と存在領域での困難さ。

処分理由〜処分過程の不当性が〈十〉年をへて現在形で問われている意味。

これらを軸として、さまざまの争点の法的限界を次々と破砕した。人事院〜国を代理する検察官は必死になって七一年の〈パン〉や七〇年の〈水〉の反秩序性を強調しようとするが逆に、それが審理うち切りの媒介となる関係性こそが転倒されるべきという原告の主張に屈服してしまった。また五日間の審理の後半に原告が不出頭したことを責めようとし、その段階のB一〇九闘争をふくむ事態の切迫や、〔非〕存在闘争論の開示に共闘させられた。

閉廷後、裁判官は、前から弁護人に打診しておいた〈和解〉の件について、原告と弁護人を裁判官室へ呼んで意志をたしかめようとした。訴えをとり下げ、審理を再開させた方がよくはないか、かりに一審で原告が勝っても人事院側は控訴するだろうし、また何年もかかり結着は判らないから、という裁判官のすすめは一定の好意もこめられてはいるものの、原告に有利な判決をかきたくないという優等生根性もちらつき、原告（団）としては、これまで引き出した

テーマ群総体を、法的有利、不利にかかわらず現情況の中で最大限に展開していくためにも〈和解〉を拒否した。

八月二四日付で人事院側は最終的な準備書面を提出して、本件請求の棄却を主張し、仮装原告（団）は、これを批判する最終的な準備書面を九月一四日の公判で提出した。

一九八一年九月一四日には結審が予定されていたけれども、開廷前に弁護人が原告側準備書面を相手の代理人にみせ、その批判の激しさ～正当性が決定的であったためか、国～人事院側の代理人は、さらにもう一回の公判期日を必要と感じたようであった。さらに開廷直前に清水早子から（共同訴訟）参加…申立書が提出され裁判所が巨大な何かを感じていたためもあり、結審は次回十月一九日に延期された。この延期には、私たちと権力の論理展開のリズムが、さらに壮大に展開されざるを得ない予感と、論理をこえる*n*事の対応作業の手ざわりをふくんでいる。

この予感～手ざわりは、第〈4〉号の印刷過程で具体化してきた。東京地裁は、十月に入って、これまでの単独審を合議制にし、十月一九日の公判期日を十二月七日に延期した。また人事院は十月六日に公平委員会を再結成し、十一月四日～六日の審理再開を請求者に打診してきた。敗訴を何としても避けるためのアリバイ作りであろう。これに対し松下から根底的批判と逆用の作業がおこなわれている。詳しくは次号でのべる。

第Ⅱ部　（　）過程断片

＊日本独文学会の現状

通信第〈2〉号四五～四六ページで、一九八〇年十月の神戸大学における日本独文学会を媒介する（自主ゼミ）の経過をのべたが、その後の経過を追加する。

会場で配布された声明をになった主体の最低限の行為として

(1)この声明を学会（員）総体への持続的な提起としていく。

(2)神戸大学に対する声明内容（松下に対する立入禁止、研究室逆封鎖、処分撤回）の実現要求。

(3)神戸大学および声明主体が所属する大学での自主講座の展開。

の三原則が不可欠であるという方針が声明主体の一人、元吉瑞枝さんから提起されたが、残念なことに、声明主体の大多数は、この提起を支え切れず、その一人は何と神戸大学へ転任するに際して、前記声明に署名したことを事実上撤回する言動を示した。

このような現状の中で、元吉さんは(1)に関連して一九八〇年一一月一日付で日本独文学会理事会および学会誌編集委員会へ、前記声明の提起過程と全文を学会誌へ掲載することを通じて学会（員）に問題を共有してもらいたい、と提起した。

同年一二月一四日付で学会誌編集長、神品芳夫氏（東大、リルケ研究者）は元吉さんに返信を送り、「松下氏の事件は時がたって人を引きつける磁力をもたない」し、声明の掲載よりも各人の「仕事の実質」で提起してほしいと回答した。元吉さんからは翌年一月に理事会、編集委員会、神品氏への全面的批判の文書を送った。前二者へは学会の無責任性や大学秩序を支える構造が、神品氏へは、かれのいう「磁力」や「仕事」のとらえ方の解体が極めて鮮やかに批判されている。この批判にこたえようとしない限り、学会（員）の存続は本質的にありえない。というよりも本質的死滅が、あらためて確認されたというべきであろう。しかし私たちは、たんなる確認のみならず、前記(2)、(3)を具体的に持続～深化させてきている。松下研究室の占拠、自主講座は続いており、公判を媒介する空間性の開示～応用は通信第〈3〉号などに記した通りである。また元吉さんが中心に企画～展開している熊本の（自主ゼミ）については次の項を参照。（註——前記の神品氏は一九八一年四月八日付で元吉さんあてに、提起にこたえることのできない無力さを返信してきたが、公開は拒否している。）

＊熊本での（自主ゼミ）

一九八〇年十月の神戸大学における日本独文学会を媒介する（自主ゼミ）の過程で、声明主体の所属する大学においても（自主ゼミ）を展開していこうという方針が出された。

元吉瑞枝さん（熊本女子大の専任助教授、熊本大の非常勤講師）

は大学闘争の十年性を自己の拠点でとらえかえすためにも準備を開始し、〔自主ゼミ〕実行委員会も最大限の共闘をおこなった。

テキストとしては三一版「ドイツ語の本」の～一〇三出版～によるマスプリ（三一の利益を批判的に収奪する〔　〕版）と、新潟版正本〈ドイツ語の本〉にもとづく熊本版（公費での購入を実現）を中心に現情況と表現の根拠に〈語学〉を媒介に迫りうるものがえらばれた。一九八一年四月からの熊本大、女子大各二クラスの授業は公開され、四月一六日には明渡し通告後の排除の可能性がある京大教養部〈ドイツ語ゼロックス室〉問題について参加者が抗議のアピールをおこなうという空間性の共闘も試みられた。

準備のつみ重ねの後に、六月はじめに、授業の公開～討論会（テーマ＝大学闘争と言語の問題）を正規の授業としておこなう、というステッカーを出した時、女子大当局はこれをはがし熊本大当局は元吉さんに強硬な中止要請をおこなってきた。公開は法にふれる、強行すれば来年度採用はむずかしい、「反動的」職員の介入がありうる、等々。さらに熊本大と女子大の当局者は相互にデマをとばして弾圧の理由づけをつくろうとした。六月九日の女子大教授会では「本日の熊本大では職員が結束して不当な公開授業をつぶすことに成功したので、女子大でも機動隊を導入しても授業の成立を阻止せねばならない」ということが論議されたそうである。また熊本大事務官が、神戸大～京大などへ松下～自主ゼミの問合せ～調査をしたことも明らかになった。

しかし実際の経過は、当局者の想定の水準をはるかにこえて、さまざまのテーマと参加者を包括しつつおこなわれた。

六月九日、第一、二時限（熊本大の教室）

午後の交流～討論会（学館）

六月十日、女子大の元吉研究室

六月十一日、第一、二時限（女子大の教室）における公開の〔自主ゼミ〕は数十名の学外参加者（熊本を中心とする市民、労働者の他に〔自主ゼミ〕実行委の深津、北九州の仮装被告（団）永里、新潟版正本〈ドイツ語の本〉発刊者の一人＝佐藤をふくむ）や、直接的に事柄の核心にふれうる眼をもった在学生諸君の討論～存在感をふくめて画期的な成功をおさめた。（テープの公開可能）

もちろん、これから格闘しなければならない課題も多い。制度の中の〈授業〉を占拠しておこなう〔自主ゼミ〕での大学当局や、同水準の学生たちとの激しい緊張関係。学生度の終りに必ず出現してくる成績評価問題への絶えざる準備。正本〈ドイツ語の本〉をふくむテキストの改訂作業。仮装的非常勤講師の実現プラン。参加者一人一人にとって、この〔自主ゼミ〕にかかわる意味の対象化、それと逆過程の自らの場での闘争の構築。そして何よりも、自らの方針を大学闘争開始以降、風化の極致におとしめられている〈大学〉において再度提起していくときの、たんなる自己充足的試みでない、関係性につき入り変革していこうとする手ざわりの創出が問われている。

関心のある全ての人々の質問～提起が待たれている。連絡先は、この通信発行者か、熊本女子大、元吉研究室、ＴＥＬ、〇九六三―八三―二九二九（内）二六五）

＊映画と風化

いくつかの表現の要約によって語らせよう。まず、～一九八一・五・一五～一六～一七～付の〔自主ゼミ〕実行委員会が、京大西部講堂を中心に配布したビラ。註は掲載時に追加した。「本年五月一五、一六、一七日に〔…〕（上映されようとしている）『共同性の地平を求めて』については次の諸点が問題の位相としてある。

α. 映画の作成過程（情況の肖像権の問題に迫り得ていない。）

β. 映画の内容（とくに続篇のシナリオとそのパンフ化の安易さ、リンチ性。）

γ. 上映過程（自己史把握と空間性把握の不十分さ→バリケードを創出しつつ撮影～上映できるか？）

[α]については、すでに岡山大学闘争の永続的闘争主体である～一〇三被告団～による数年に及ぶ批判の表現＝〔　〕書簡が具体的に批判し切っているが、いくつかを補充的にのべると、この映画が公開水準のものとして構想されたのは七四年であり〔…〕これはいくつかの資料から立証しうる。六八～七三年の光景のフィルムは〔…〕フィルム（と、うつされている被写体総体）の意志に反して併合されているものと断言しうる。大学解体の世界史性がジャンル解体をふくめて進行していることに気付かぬままに、永続闘争の苛酷さとすばらしさから脱落したものたちの肩よせあった、ナレアイの共同性で、大学闘争を過去形のもの、ないしオシャベリの媒介としてとらえているかれらの表現を通じては、大学闘争はn重におとしめられ風化するばかりである。

[β]〔…〕パンフを批判しておく。ただし対等の批判ではない。その理由は少くとも三つある。第一に、このパンフ（註――いわゆる正篇のシナリオがパンフ化されていない意味は重要である。正篇への～一〇三被告団～による批判に耐えかねて、反撥を文字化したかったのであろう。これ自体かれらの映像論の解体である。）の内容は公開的批判～反論を排除し（ており）〔…〕登場者（註――荻原と能勢）がそのことを自己批判して私たちの前に現われない限り、対等の批判は成立しない。第二に闘争抑圧者でさえなし得ない程の事実誤認が前提とされている。（註――松下、坂本について）〔…〕第三に、かれらの〈　〉や六甲空間や永続的対象化作業への異和は正にかれらの敗北の悲鳴でしかないということである。〔…〕要するに、大まじめで批判～打倒するほどの相手ではない。〔…〕ただ私たちがあえていまこの批判を提起するのは、このような腐敗が感受されないまま流通しかねない現情況の水準と、大学闘争へのあらゆる領域からのまとはずれの異和を総体として粉砕していく作業の一環としてである。〔…〕

[γ]今回の企画主体（は）〔…〕自らの大学闘争以降の総括を前記のテーマと関連して公開し、とりわけ〔…〕〔自主ゼミ〕実行委員会への〈対話フィルム'76・3・17～18〉提起（註――企画主体の山下が藤井と共に仮装被告（団）竹中に対するリンチ的〈対話〉を通じて仮装被告（団）のテーマ群や生誕しつつある生命への異和を示しつつ発言自体の対象化から逃亡してきた過程）を実現すべきではないか。〔…〕

上映の予定が決まっているから、映画そのものにかかわることが

すきだから、というのは口実にならない。〔…〕映画をみたい、という観客の自然性への依拠は反革命である。〔…〕上映予定の三日間が真の上映開始へむけての討論になってもよいではないか！ それを怖れないものこそ、この情況を真に見、感じ、生き抜いて行けるのである。」

上映会場には一九七三年秋以来ふたたび〈乞食〉が出現し、～一〇三被告団～、〈自主ゼミ〉実行委員会のメンバーと共に、〈上映〉のありえなさを存在の基底部から提起した。いくつもの表現が配布～添付され、討論の環ができ、映画をみないことを決心して帰る人々が続出した。この経過は、〈京都〉的風土の中で〈左〉翼的衣裳をまといつつ、西部講堂で活動している人々には全く不愉快であっただろう。かれらは五月一八日の上映終了後、会場前の〈乞食〉と二名の女性を会場内に引きずりこみ、翌一九日朝までビラの内容、とくに「反革命」の指摘の自己批判を求めて？ 逆団交をおこなった。監督態勢や上映主体の女性たちはヒステリックに憎悪をあおり立てたが逆に自らの解体をさらけ出した。逆団交をおこなったものたちの発言と、そのおソマツさ加減は～七・一〇～付の乞食通信第n号で正確に再録され批判しつくされている。（この通信は〈古本〉市にある。）この経過によって、大学闘争を風化させ、低水準ではあれ、その本質に敵対するのがだれか、があらためて明確になった。〈京都〉の闘争主体は、この経過を〈恥〉として記憶すべきである。

また、このようなタイハイを加速させる道化役者としてかり出された荻原　勝に対しては五月十日付で松下恵美子からの手紙（「つぶやき」としての証言）がとどめを刺しているが、今は掲載しない。荻原への最後の配慮からと、坂本秋子→荻原の不可欠の批判を待っているためである。

＊評論家による〈処刑〉

家族論、戦後詩論などで好評を得ているらしい芹沢俊介が一九八一年四月一四日に、同人誌「恋涯」の数人と東京で討論をおこなった。この同人たちは、その一人が山賊版「五月三日の会通信」を合冊製本～回覧していることから判るように、大学闘争とくに松下の行動や表現に深い関心をもっていた。ただし、その関心をどのような関係性の中で、どのように自己史の対象化とかかわらせて展開させ続けるか、については疑問の余地はあるが。ともかく、かれらはかれらなりに、大学闘争や松下を現情況の中で、ある確定した座標系におさめたいという願望を抱いたにちがいない。さもなければ安心して現段階の文学や思想に目をくばることができないから。

一方、芹沢は、かれなりの必然から、大学闘争の可視的な波の谷間で自己形成をとげ、それなりの視点をもつに至ったと思われる。もちろん、一般知識人にありがちな、松下に関するごく外見的評価をもったまま、北川透と意見のくいちがいを生じているという程度の認識で座談会にのぞんだのであるが。

ここで一つの〈事件〉がおきた。芹沢は、同人たちの内的願望を敏感にキャッチし、おそらくはサービス精神から、松下の〈六甲〉の表現（例えば仮装の罪）について「そんなことで処刑されたらたまらないよね」とか、松下未宇の障害と死について、「裁判や処分になる位なら生むべきでなかった」、「生んだのは思想的無知」と断言したのである。これは一、二の例にすぎない。同人らは特に反論はせず、逆に便乗的発言を併合した。

この座談会の記録はテープにとられていたので、その後テープをおこした文章のコピーが「恋涯」の意図をこえる位相で〈自主ゼミ〉の素材になった。松下は、発言の内容の批判以前に、表現のニュアンスや根拠について〈訂正〉の意志があるかどうかを「恋涯」同人を通じて芹沢に質問しようとした。しかし同人は、テープの開示は同人および、信頼関係をもちうる人の範囲に限定しているから、という理由で松下の質問状の伝達を拒否した。他のルート（例＝菅谷規矩雄）を模索する過程でも松下は拒否に出会った。

一方、芹沢は松下の提起について「恋涯」から報告をうけた際に「テープにとって、記録にすることは賛成ではなかった」、「松下の提起をあなた方が伝達拒否したところで問題は終っている」、「松下が本気なら私にいってきているはずだが、まだだから本気ではないのだろう」というような、大学闘争時の当局者並の見解をのべたそうである。（この経過をふくめて松下に伝えた「恋涯」同人の立場には一定の公平性があることは否定しない。）

松下からは「恋涯」に対して、〝松下、芹沢をふくむ討論がのぞましいが、それが、いま困難でも四・一四討論とそれ以降の全テーマについて、再度、芹沢と討論し、その記録を公開せよ。この提起に対する芹沢や「恋涯」の対応を確認して次の行動にうつる。〟と提起している。この通信発行段階での対応は未確認であるが、問題のありかは、私たちの責任において開示しておきたい。

この〈事件〉には、いくつもの問題がふくまれる。その全てについては、ここでふれないし、読者諸氏が追求していただきたいが、少くとも、芹沢にみられる表現の根拠への無責任さ、安易さ、情況や存在への無知という以上のある残酷さは記憶されてよい。かれの公刊された著作群も、今回の発言記録との対比でよめば、その水準の底が割れてしまうというものだ。「家族の現象論」の中で「子どもを数を三人から二人にする大衆は一人の未知の家族の生命を殺害しているのである」とかく芹沢は、自らが検察官の論告や裁判官の判決以上の水準で大学闘争の未宇的生命を〈処刑〉していることに気付かないのか？ 必ず、この結着はつけて行くだろう。共闘を期待する。

＊闘争史とは何か？

パンフ・時の楔——〈　〉語…に関する資料集——は、表題の問いへの応答の試みでもある。その二～三ページを再度よみかえしていただきたい。ここにふれられているテーマは、どのような〈闘争〉であろうと、その記録を作成し、刊行していこうとする時にくぐらなければならない回路として存在する。

この号では、具体的な作業の素描からはじめたい。

一九七〇年一一月（松下に対する処分発表の直後）、神戸大学闘争史発行委員会が結成された。〈呼びかけ〉のビラは、その目的を次のようにのべている。

第一に、国家権力、大学当局は、出すこと自身が反革命である「総括」を現実のものとしてきている。（処分、起訴、広報など）

第二に、闘争者の今後の媒介的素材と課題を基礎的に問う場が必要とされている。
第三に、闘争者自身の総括表現を闘争と同じ比重で追求すべき段階にきている。
第四に、全学的あるいは全人民的作業がのぞましいが、その端初になりたい。
第五に、闘争過程のあらゆる∧表現∨を集めるので学館「展望」内のダンボール箱へ、提出者の連絡先、意見をかいて入れてほしい。

このような∧呼びかけ∨にもとづいて、権力の文書をふくむ闘争関係資料、ビラ、機関紙、総括パンフ、討議資料、写真、∧ラクガキ∨の採録などが集積しはじめた。一九七一年一月からは予約購読の募集がおこなわれ、「発行運動を問うために」というパンフが三号出された。それぞれの内容は現在でも、いや現在こそ注目に値いする。パンフ自体の回覧は〔古本〕市で可能であるが、その内容をかんたんに紹介すると、

―その一―（一九七一年一月）では闘争史発行にかかわろうとする八名の討論要旨が掲載されている。ここでは∧呼びかけ∨の五項目からはみ出す次のような意見がある。「自分にとって闘争は何であったかとムキになって考えることに対する拒否反応めいたものがある。〔…〕闘争史も闘争の日付の羅列としてはありえず、そのような事実関係からは一定離れながら、なおかつ消えそうにも消えぬ私の感覚をそのまま存在させる場はないだろうか。」この意見を包括しつつ前記の五項目の具体化が討論された。

―その二―（一九七一年四月初旬）では作業のある程度の進行と共に、資料をたんに時間順に配列するのでなく、構造と運動性をもつテーマごとに位置づけようという方向がでてきた。（例―バリケード的なもの、その根拠。解体していく幻想性と∧暴力∨の問題。生存～生活の基盤からとらえた∧大学∨闘争）さらに、個々のビラ作成者から掲載へのためらい、拒否の反応が伝えられ、表現の根拠、公開性への過程についても深刻な討論がおこなわれた。

―その三―（一九七一年四月下旬）では、資料の構成の仕方と転載の問題について公開討論をよびかけるための、主要な全資料のリストが掲載された。（日付け、タイトル）この段階の特徴は二つあり、一つは技術的には、いつでも発刊できる態勢はありながらも闘争史とは何か？を表現～存在の基底から問おうとしたために具体的印刷過程が宙吊られたことである。もう一つは一九七一年四月からB一〇九教室の逆バリケードが当局によって倉沢哲学などの授業へ転用されはじめ、発行委員をふくむ闘争者たちは全力を一〇九闘争に注がねばならなくなったことである。

そのため、パンフの発行をふくむ作業は殆んど停止したまま春～夏～秋を経過する。その間に四～五月の一〇九闘争による逮捕、起訴、七月の人事院審理、九月の一〇九闘争～研究室闘争による逮捕～起訴が続く。これらの闘争のくぐり方は、各人の闘争（史）把握の根拠をもう一度、問いなおさせると同時に、深刻な分岐をも生み出しつつあった。討論の場、機会は殆んどなくなり、家宅捜索の怖れがあるため、全ての闘争史関係の資料はダンボール箱十数個につめて、その段階で闘争から一定の∧距離∨をもつ人の住居へあずけられた。

そして十年。闘争史の発想は時々、深いうずきのように私たちを

訪れたし、一九七六年五月一六日付の発行委員の一人から予約購読者あての提起（松下未宇の死が、かっての共同性の追求を放置したことへの罰のような気がする。自分の一存で、あずかっているお金をかれのお墓の一部にしてよいか、という問い合せ）は多くのテーマを祈りの姿勢から喚起したけれども、具体的作業は、ますますはるかに去りつつあった。

この項目の冒頭に記したパンフ時の楔の出現は、一九七八年十月であり、神戸大学闘争後の全国性を帯びている∧　∨闘争にとって神戸大学闘争史発行委結成時と同じ問題が、ラセン状に一周して問われた時期であった。私たちは、この重層的な作業を、時の楔通信をふくむ表現媒体、神戸大松下研究室や京大∧ドイツ語ゼロックス室∨などの場を通じて着実に展開しつつある。かって、あずけられたままになっていたダンボール箱群も一つずつ正確に再整理～再構成され、神戸地裁の〔　〕公判にも応用されてきている。いま私たちのふれうる資料は、その内容自体においても、あらゆる個別の大学闘争の資料（少くとも公刊されたもの）より質、量ともにすぐれているが、それが十年間の宙吊りをへてやっと再把握されている意味、そこにこめられたテーマ群の対象化の困難さも予断を許さない。

これから何をいかになしうるか、それを決めて行くのは、〔あなた〕の共闘の度合である。

＊〈ドイツ語資料室〉の空間性

京大教養部A号館3階にある、この部屋は∧ドイツ語ゼロックス室∨ともよばれ、正本∧ドイツ語の本∨（新潟版）一三、二〇ページ、通信第∧2∨号四四ページに報告された〔古本〕市は一九八一年にも四月以降、持続的におこなわれている。またビラや裁判所あて文書の連絡先の一つにもなっているため権力の注目もあびてきた。この空間性の意味を質的に深化させる、いくつかの経過をのべておきたい。

この数年間、この部屋の意味に気付かぬまま過ごしていた京大教官の一人が一九八一年四月はじめ、かってのドイツ語資料室の水準のつもりで入室し、中が整然と整理され、〔古本〕市営業者が作業しているのをみて、宇宙人をみたかのように驚いてドイツ語教室主任に通報した。ドイツ語教室会議の圧力をうけた教室主任は、この部屋を明け渡すようにと通告してきたが、これまでの経過、内部の使用度などを知ってためらいをみせた。退去期限の四月一八日には〔自主ゼミ〕実行委員会のメンバーが待機し、静岡大の矢野正俊氏のアピール、熊本大、熊本女子大〔自主ゼミ〕参加者からの抗議声明も共闘したために、以後は、実質的に黙認のかたちになっているが、構内（の）夜間立入禁止、部屋の改築（研究室不足を理由とする）を口実にした退去要求の可能性はたえずありうるので、注目と共闘をよびかける。

また、直接巡礼して確認してほしいけれども、この部屋の空間性は次のような重要性を帯びてきている。列挙すれば、次の通りである。

一九八一年一月以降、たんに定期的な〔古本〕市の場として使用するのみならず、闘争史発行作業をふくむ全領域作業を持続的におこなう場となっている。

空間性の占拠～対象化は、〔自主ゼミ〕の生命を支える空間、松

下研究室、RB三〇二をふくむ＜バリケード＞の根拠、その内実を再検討する媒介となっている。
　全ての大学闘争参加者が、いま、どのような空間性に生存しているか、＜ドイツ語資料室＞へ巡礼する条件を創出しえているかを問う。

◇訂正◇

　時の楔通信第＜3＞号に、次の校正ミスがあるので訂正します。
一ページ最後「（松下　昇～未宇）」の次に「）」をつける。
三ページ上段右から十行目「理由は」→「理由を」
三ページ下段左から四行目「果しつつある。」→「～、」
四ページ上段左から三行目「思うのです」の「す」をとる。
七ページ上段右から十二行目「にいた。」→「にいた、」
七ページ下段最後「提出されていた。」→「～いた、」
九ページ下段、証人作成の図③は正確には次の通りです。

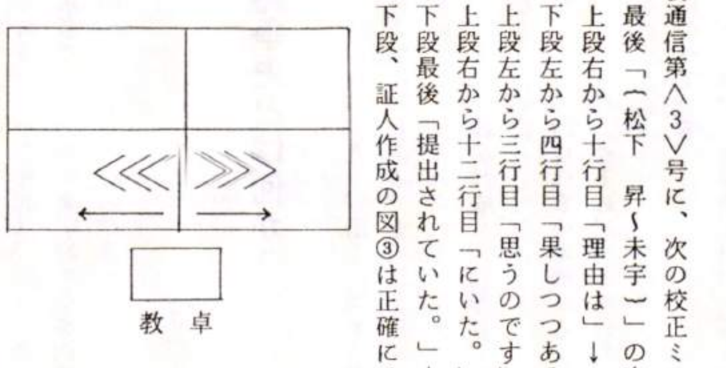

十ページ上段左から七行目はじめの「をとる。
十一ページ下段左から二行目「上原と」→「上原から」
十三ページ下段右から二行目「控訴事実」→「公訴事実」
十三ページ下段右から五行目「特別抗告性の」の次に「斗争の」を入れる。

十七ページ下段左から十行目「三月一五日」→「二月一五日」
十八ページ下段右から八行目「正界」→「世界」
　下段右から九行目「消滅」→「消滅」
　下段左から二行目「関連でけ」→「関連づけ」
十九ページ上段右から一行目「与えかねない。」→「与えかねない、」
　下段右から二行目「ことである」の次に「。」を入れる。
二十ページ下段右から六行目「低抗力」→「抵抗力」
　下段左から十一行目「七個の」→「四・八」
　下段左から六行目「件う」→「伴う」
二十一ページ下段右から八行目「あろうか」→「あろうが」
二十六ページ上段左から十二行目「紛砕」→「粉砕」
二十七ページ下段右から九行目「はずである。」→「はずである、」
二十八ページ上段左から七行目「失墜」→「失堕(ママ)」
二十八ページ上段左から八行目「いかゆる」→「いわゆる」
三十一ページ上段右から六行目「～」→「—」
　上段右から十四行目「第＜2＞号提出」→「第＜2＞号を提出」
三十二ページ上段右から十三行目の「を＜にする。
三十六ページ森川の四・八の項に「〇夕」を入れ、九・七の有本「〇夕」を「△夕」にする。